

2015年5月26日 全7頁

定型約款に係る改正（２）～経過措置等

2015年3月国会提出、民法改正法案より

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 2015年3月31日に「民法の一部を改正する法律案」が国会に提出されている。これには「定型約款」に関する規定が含まれている。
- このレポートでは、「定型約款」に関連して、施行日や経過措置につき検討する。
- 経過措置として、原則として、定型約款に関する改正後の民法の規定は、施行日前に締結された定型取引に係る契約についても、適用することなどが規定されている。

I 定型約款に関する事項を含む法案の国会提出

「民法」の債権関係の部分を改正する法案、つまり「民法の一部を改正する法律案」（以下、**民法改正法案**）^(注1)が、2015年（平成27年）3月31日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

（注1）法務省の以下のウェブサイトを参照。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html

また、民法改正法案の概要については、以下のレポートを参照。

・「民法改正法案、国会に提出される」（堀内勇世、2015年4月3日）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150403_009621.html

民法改正法案には、いわゆる約款に関する事項が盛り込まれている。ただし、人によってイメージが異なる約款のうち、コア的な部分、つまり多くの人のイメージが重なる部分を取り出して、「定型約款」として定義した上で、基本的な規定を置くことにしている。おおよそ次の通りである。

1. 「定型約款」の定義
2. 定型約款の内容を合意したとみなされるための要件
(例外) 信義則に反するなどとして例外的にその条項が合意したとみなされない場合
3. 定型約款の内容の表示
4. 定型約款の変更

民法改正法案で示された定型約款に関する規定の概要については別のレポート^(注2)で紹介したので、以下においては、定型約款に関する施行日や経過措置について紹介する。

(注2) 民法改正法案で示された定型約款に関する規定の概要については、以下のレポートを参照。

・「定型約款に係る改正(1)」(堀内勇世、2015年5月22日)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-other/s/20150522_009741.html

その際、民法改正法案により改正された民法の条文を参照条文として掲げる場合には、「**改正後の民法〇〇条**」という形で提示する。

II 施行日、経過措置

1. 施行日

民法改正法案の施行日は、民法改正法案の附則1条に規定されている。以下の通りである(体裁は見やすく、変更している)。

民法改正法案の附則1条

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1号 附則第37条の規定

公布の日

2号 附則第33条第3項の規定

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

3号 附則第21条第2項及び第3項の規定

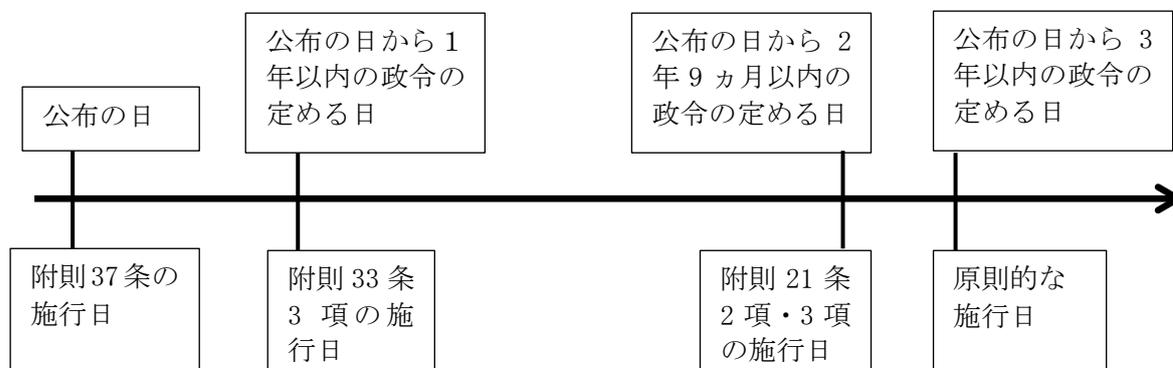
公布の日から起算して2年9月を超えない範囲内において政令で定める日

施行日は、原則として、民法改正法案が成立した後の「公布の日」から起算して3年以内の政令で定める日とされている（ここでは、**原則的な施行日**ということにする）。

ただし、以下の通り3つの例外が定められている（図表参照）。

- ①民法改正法案の附則37条の施行日については、「公布の日」とするとされている。なお、民法改正法案の附則37条は、民法改正法案の施行の際に必要な経過措置を政令で追加できるとする規定である。
- ②民法改正法案の附則33条3項の施行日については、「公布の日」から起算して1年以内の政令で定める日とされている。なお、民法改正法案の附則33条3項は、定型約款に関する経過措置の一部である（詳細は後述の「2（3）」参照）。
- ③民法改正法案の附則21条2項・3項の施行日については、「公布の日」から起算して2年9ヵ月以内の政令で定める日とされている。なお、民法改正法案の附則21条2項・3項は、保証債務に関する経過措置の一部である。

図表 施行日のイメージ



（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 定型約款に関する経過措置

定型約款に関する経過措置が、民法改正法案の附則33条に規定されている。以下の通りである（体裁は見やすく、変更している）。

民法改正法案の附則 33 条

- 1 項 新法第 548 条の 2 から第 548 条の 4 までの規定は、施行日前に締結された定型取引（新法第 548 条の 2 第 1 項に規定する定型取引をいう。）に係る契約についても、適用する。ただし、旧法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 2 項 前項の規定は、同項に規定する契約の当事者の一方（契約又は法律の規定により解除権を現に行使することができる者を除く。）により反対の意思の表示が書面でされた場合（その内容を記録した電磁的記録によってされた場合を含む。）には、適用しない。
- 3 項 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

定型約款に関する経過措置を定めた民法改正法案の附則 33 条について、このレポートの執筆段階には法務省による解説などは見つかっていない。そこで、このレポートでは、執筆段階での個人的な見解を述べることにする。今後、法務省による解説なども公表されると思われるので、この条文に関する解釈につき確認していただきたい。

また、政令で経過措置が追加される可能性もある（民法改正法案の附則 37 条参照）。

以下、「項」ごとに検討する。

（1）民法改正法案の附則 33 条 1 項について

まず民法改正法案の附則 33 条 1 項に出てくる用語を順番に見ていく。

「**新法**」は、民法改正法案の附則 2 条で、民法改正法案により改正された民法（つまり改正後の民法）を指す旨が規定されている。したがって、「新法第 548 条の 2 から第 548 条の 4 までの規定」とは、定型約款に関する規定である、改正後の民法 548 条の 2 から 548 条の 4 までの条文を指している。

「**施行日**」という用語が民法改正法案の附則 33 条 1 項に出てくる。「施行日」という用語については、民法改正法案の附則 2 条で、民法改正法案の施行の日と定義されている。民法改正法案の施行の日については、民法改正法案の附則 1 条で原則的な施行日（「公布の日」から起算して 3 年以内の政令で定める日）以外に 3 つの例外が定められているが、民法改正法案の附則 2 条に関しての例外は定められていないため、原則的な施行日を、民法改正法案の附則 2 条では「施行日」と定義しているのではないかと考える。それ以降の条文で特に異なる意味とするといった定めも見当たらないので、民法改正法案の附則 33 条 1 項の「施行日」も同じ、原則的な施行日を指していると考えられる。

新法、つまり改正後の民法 548 条の 2 第 1 項に規定する「**定型取引**」とは、「ある特定の者

が不特定多数の者を相手方として行う取引”であって、“その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの”を指す。なお、定型取引において「契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」が、「**定型約款**」と定義されている（改正後の民法 548 条の 2 第 1 項参照）。

「**旧法**」とは、民法改正法案の附則 2 条で、民法改正法案により改正される前の民法（つまり現行の民法）を指す旨が規定されている。

これを前提に民法改正法案の附則 33 条 1 項を見ると、まず、原則的な施行日（「公布の日」から起算して 3 年以内の政令で定める日）より前に締結された定型取引に係る契約についても、新法、つまり改正後の民法 548 条の 2 から 548 条の 4 までの条文（定型約款に関する条文）を適用する旨が書かれている。その上で、旧法によって生じた効力を妨げない旨が書かれている。

より具体的に見ていくと、例えば、以下のように考える（あくまで執筆時点の個人的見解であり、旧法の下で利用したものが新法の下で定型約款に該当していることが前提である）。

原則的な施行日より前に新法の定型約款に相当するものを利用して契約を結び、旧法の下で定型約款に相当するものが契約の内容となっている場合には、原則として、新法の、つまり改正後の民法 548 条の 2 第 1 項の要件を満たす形で契約を結び直す必要はないと考える。もし、結び直す必要があるとなれば、当事者にとって面倒であるばかりか、社会的混乱、経済的損失が生じる可能性もあると考えられる。また、後述の民法改正法案の附則 33 条 2 項があるので、契約を結び直す必要はないと考えても、当事者にとっても不都合はないとも考えられる。

次に、定型約款を準備した者（「定型約款準備者」）は、「定型取引合意の前」又は「定型取引合意の後相当の期間内」に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならないとする改正後の民法 548 条の 3 第 1 項も、原則的な施行日以後は適用されると考える。ただし、改正後の民法 548 条の 3 第 1 項では、定型約款を準備した者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付していた場合などには、そのような義務が生じないとされている。したがって、事前交付などを行っている際には特段この条文を意識する必要がないとも思われる。

また、個別同意なく、利用中の定型約款（契約の内容となっている定型約款）を変更する方法につき定めた改正後の民法 548 条の 4 も、原則的な施行日以後は適用されると考える。したがって、原則的な施行日以後は、改正後の民法 548 条の 4 のもと、個別同意なく、利用中の定型約款が変更されることになると思う。

(2) 民法改正法案の附則 33 条 2 項について

民法改正法案の附則 33 条 2 項を見ると、民法改正法案の附則 33 条 1 項につき、当事者の一方より反対の意思の表示が書面でされた場合（その内容を記録した電磁的記録によってされた場合を含む）には、適用しない旨が記載されている。ただし、「契約又は法律の規定により解除権を現に行使することができる者」は、民法改正法案の附則 33 条 2 項による反対の意思表示はできないとされている。

このような制度を設けたのは、民法改正法案の附則 33 条 1 項で、原則的な施行日より前に締結された定型取引に係る契約についても新法（定型約款に関する条文）が適用されることになっているが、新法が適用されることを望まない当事者を保護するための処置ではないかと考える。

当事者の一方より反対の意思の表示が書面などでなされた場合には、民法改正法案の附則 33 条 1 項の適用がないとされている。反対の意思の表示がされた契約には、旧法（実際には、旧法の下での解釈と思われる）が適用されると捉えられているようである。

なお、民法改正法案の附則 33 条 2 項には、「**電磁的記録**」という用語が出てくる。民法改正法案の附則 10 条 3 項において、「新法第一百五十一条第四項に規定する電磁的記録をいう。附則第三十三条第二項において同じ。」とされているので、「新法第一百五十一条第四項」つまり改正後の民法 151 条 4 項を見ることになる^(注3)。そこでは、電磁的記録につき、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう」と記載されている。

(注 3) 民法改正法案により改正される前の民法（つまり現行の民法）では、「電磁的記録」を定義しているのは、その 446 条 3 項である。それをそのまま、移動させただけのようである。

(3) 民法改正法案の附則 33 条 3 項について

民法改正法案の附則 33 条 3 項では、同条 2 項の反対の意思の表示は、「施行日前にしなければならない」とされている。

ここでいう「施行日」は、民法改正法案の附則 33 条 1 項の「施行日」と同じと考える。つまり原則的な施行日（「公布の日」から起算して 3 年以内の政令で定める日）を指していると考えられる。民法改正法案の附則 2 条で「施行日」という用語を定義した後、それ以降の条文で特に異なる意味とするといった定めも見当たらないからである。

「反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない」ということは、原則的な施行日前に反対の意思の表示ができるということを示していると思われる。

また、民法改正法案の附則 33 条 3 項の施行される日については、民法改正法案の附則 1 条で特別な定めがなされている（前述の「1」参照）。具体的には、「公布の日」から起算して 1 年以内の政令で定める日とされている。

したがって、これらを前提に考えると、民法改正法案の附則 33 条 2 項の反対の意思の表示は、「公布の日」から起算して 1 年以内の政令で定める日（民法改正法案の附則 33 条 3 項の施行される日）から行うことができるが、原則的な施行日より前に行わなければならないことになると考えられる。